

令和4年度 事業報告書

1 第31回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を次のとおり行った。

(1) 試験実施日 令和5年3月5日(日)

(2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府
広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

(3) 試験結果

区分	出願者数(名)	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
総数	5,241	4,521	2,244	49.6

(4) 新型コロナウイルス感染防止対策

政府の指示に基づく新型コロナウイルス感染防止対策を講じて国家試験を実施した。
対策として、熱発者等の試験会場の確保、アルコール消毒液等の購入、サーモカメラの設置、新型コロナ検査キットの確保等により対応した。

2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を次のとおり行った。

区分	新規免許交付	名簿訂正・ 書換交付	免許証 再交付	登録 消除	合格証明書 交付	英訳免許 証明書交付	免許 取消
取扱件数	2,619	566	243	11	0	4	2

3 国家試験の事後評価の実施

統計学の専門家2名を国家試験委員に追加し、国家試験問題の事後評価を行った。

4 第7回認定実技審査員資格取得講習会

第7回認定実技審査員資格取得講習会をオンライン配信により開催した。

実施日：令和4年4月24日(日)、4月30日(土)、5月1日(日)

参加人数：602名

5 認定実技審査の実施

(1) 認定実技審査員の派遣

各柔道整復師養成施設等の柔道整復実技及び柔道実技の教育水準向上と充実を図ることを目的に、柔道整復師養成施設指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第33号）に基づき認定実技審査員の派遣を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染防止対策として審査員の移動を最小限とするため、同一県内での派遣となるよう調整するとともに、審査方法については、感染防止対策を講じた上で、通常の審査で実施した。

① 審査日 令和4年10月29日(土)、10月30日(日)、11月3日(木・祝)
11月6日(日)、11月20日(日)、11月23日(水・祝)

② 受審者数 88校 3,191名

③ 認定実技審査員数

項目	必要審査員数	審査を行った審査員数
柔道整復実技	222名	216名
柔道実技	88名	88名
再審査	25名	25名
計	335名	329名

※なお、必要審査員数に満たない部分は1名を複数回派遣することで対応した。

④ 認定実技審査質確保のためのアンケート調査を実施

- ・受審者へ受審状況に関するアンケートを行った。
- ・養成施設へ派遣審査員の審査状況に関するアンケートを行った。
- ・派遣審査員へ養成施設の審査環境に関するアンケートを行った。

6 柔道整復師施術管理者研修会の実施

平成30年4月より柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の届出の際、実務経験と施術管理者研修の受講が要件となった。

厚生労働省保険局長から「登録研修機関」の指定を受け、当該研修会を次の通り行った。

- (1) 開催回数 8回
- (2) 受講申込者数 2,539名
- (3) 受講者数 2,515名
- (4) 修了認定者数 2,515名

なお、新型コロナウイルス感染防止対策としてオンラインによる研修会を実施した。

令和5年度以降の「登録研修機関」として、厚生労働省へ申請し、指定された。

テキスト編集小委員会を4回開催し、令和5年度から使用するテキスト及び講義動画を作成した。

7 柔道整復師卒後臨床研修について

柔道整復師として、医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる治療技術の習得、幅広い知識と高度な技術習得等を通じ資質の向上を図ることとして平成17年4月から実施し、平成29年度に終了した。

(1) 卒後臨床研修修了者の氏名をホームページに公表している。

(掲載者数：累計 1, 265名)

8 国家試験問題漏洩に基づく再発防止委員会の設置について

先般の柔道整復師国家試験問題漏洩事案に財団理事等が関与して有罪判決を受けたことを受け、令和5年3月13日、柔道整復師国家試験漏洩再発防止委員会を設置し、漏洩事案の経過の確認及び原因究明、再発防止策の策定等を行うこととした。

(会議関係)

- | | | |
|---------------------|-------|----------------------------------|
| 1 理事会 | | 5回 (内オンライン2回、財団又はオンライン2回、書面決議1回) |
| 2 評議員会 | | 4回 (内オンライン1回、財団又はオンライン2回、書面決議1回) |
| 3 常務理事会 | | 2回 (財団) |
| 4 認定実技審査委員会 | ・ | 3回 (内オンライン1回) |
| 5 柔道整復師施術管理者研修実施委員会 | | 2回 (内オンライン1回、財団又はオンライン1回) |
| 6 試験委員会 | | 12回 |
| 7 試験総括者連絡会議 | | 1回 (内オンライン1回) |

令和4年度事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する標記附属明細書には、事業報告の内容を補足する重要な事項はない。